

令和元年度

第1回 定期監査報告書

南相馬市監査委員

目 次

| | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 監査の種類 | 1 |
| 2 | 監査の対象 | 1 |
| 3 | 監査の範囲 | 1 |
| 4 | 監査の着眼点 | 1 |
| 5 | 監査の主な実施内容 | 1 |
| 6 | 監査の期間 | 2 |
| 7 | 監査の実施場所及び実施日 | 2 |
| 8 | 監査の結果 | 2 |

指摘事項

- 1．生涯学習センター 2
(1) 業務委託契約に係る伝票処理に不備及び支払遅延が生じていたもの
また、関連する業務について、法令により契約しなければならないが、
契約書を取り交わしていなかったもの

指導事項

- 1．生涯学習センター 4
(1) 生涯学習センターの使用料払込みに係る手続きに誤りがあるもの
(2) 行政財産使用料算定内容に不備があるもの

検討事項等

- 1．生涯学習課・生涯学習センター 6
(1) 生涯学習センターの利用料等について、負担の公平性の確保のため
見直しを検討するもの

南相馬市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表します。

令和元年6月25日

南相馬市監査委員 小澤政光

南相馬市監査委員 鈴木昌一

記

1 監査の種類

定期監査（5月実施分）

2 監査の対象

| 対象部局等 | 対象課等 |
|-------|----------------|
| 復興企画部 | 危機管理課 |
| 教育委員会 | 生涯学習課、生涯学習センター |

3 監査の範囲

平成30年4月から平成31年3月に実施した事務事業

4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。
- (3) 事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

- (1) 帳票簿冊等の審査
- (2) 監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取

6 監査の期間

令和元年5月7日～令和元年6月24日まで

7 監査の実施場所及び実施日

| 実施日(監査委員監査) | 対象課等 | 実施場所 |
|--------------|----------|---------|
| 令和元年5月28日(火) | 危機管理課 | 監査委員事務局 |
| | 生涯学習課 | |
| | 生涯学習センター | |

8 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていましたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められましたので、今後はこれらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行にあってください。

なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示しました。

指 摘 事 項

1 . 生涯学習センター

(1) 業務委託契約に係る伝票処理に不備及び支払遅延が生じていたもの

また、関連する業務について、法令により契約しなければならないが、契約書を取り交わしていなかったもの

本業務については、各生涯学習センター調理室に設置している油水分離槽から排出される汚泥について、収集運搬業務及び処分業務を委託するものです。

まず、収集運搬業務委託については、平成30年7月23日付けで、業務委託契約を締結しています。契約書を締結する場合には、市財務規則第48条第4項、別表2の規定により、「契約を締結するとき」に支出負担行為として整理しなければなりません。事務手続がされていませんでした。

平成30年9月中旬頃、受託者より、平成30年8月28日付けで作成された業務完了届及び関係書類一式、請求日が空欄となっている請求書が提出されましたが、担当者は、提出書類を確認しないまま保管していました。その結果、平成31年4月12日に支払完了(伝票起票日：平成31年3月29日)となるまで、約6か月の支払遅延となっていたものです。

なお、支払伝票を起票する際、本来の検収日(業務完了を確認した日)は、業務完了日である平成30年8月28日とすべきところ、平成31年3月20日付けで処理をしていました。また、業務完了報告書を確認したところ、作業写真の実施日について、原本では平成30年7月26日と記載されていますが、支払伝票に添付されていた作業写真では、日付が空欄となっていました。これは、担当者が日付の部分に修正テープを貼り、空欄に加工したPDFデータを添付したものであり、不適切な事務処理です。

次に、処分業務委託については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5

項の規定により「廃棄物処分業務委託」を別に契約しなければならないところ、契約書を取り交わさずに、業務を委託していました。また、本来であれば、事前に見積書を徴しなければならないところ、業務完了後に数量を確定し、見積書の提出を受けることとしていました。

平成 30 年 10 月頃に見積書及び請求書が提出されていましたが、担当者は、提出書類を確認しないまま保管していたため、平成 31 年 4 月 11 日に支払完了（伝票起票日：平成 31 年 3 月 29 日）となるまで、約 5 か月の支払遅延となっていたものです。また、支払伝票を起票する際、産業廃棄物管理票（マニフェスト）では、平成 30 年 9 月 15 日が処分完了日でしたが、検収日（業務完了を確認した日）を平成 31 年 3 月 20 日付けで処理しており適切な事務処理となっておりませんでした。

今回の業務委託に係る契約事務・財務事務については、関係例規に即した事務処理となっていないものや事務処理の方法が不適切なものが、複数見られました。特に、請求書の日付を実際よりも遅いものにしたり、作業写真の日付を隠したりした行為は、請求書を長期間保管していたことを糊塗して形式的な体裁を保とうとしたものであり、受託者に不利益が生じる恐れがあることを理解していません。

今後については、安易に書類上の形式を整えることなく、関係法令に則った適正な事務処理に務めてください。また、所管課は、業務の実態や進捗状況の把握に努め、適切な会計処理の徹底とチェック体制の強化を図ってください。

【関係法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

第 12 条 事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第 5 項から第 7 項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

5 事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第 7 項並びに次条第 5 項から第 7 項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第 7 項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第 14 条第 12 項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、政府契約の支払遅延防止等その公正化をはかるとともに、国の会計経理事務処理の能率化を促進し、もつて国民経済の健全な運行に資することを目的とする。

（給付の完了の確認又は検査の時期）

第5条 前条第1号の時期は、国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内の日としなければならない。

2 国が相手方のなした給付を検査しその給付の内容の全部又は一部が契約に違反し又は不当であることを発見したときは、国は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、前項の時期は、国が相手方から是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受けた日から前項の規定により約定した期間以内の日とする。

（支払の時期）

第6条 第4条第2号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日（以下この規定又は第7条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない。

（この法律の準用）

第14条 この法律（第12条及び前条第2項を除く。）の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。

指 導 事 項

1．生涯学習センター

(1) 生涯学習センターの使用料払込みに係る手続きに誤りがあるもの

生涯学習センター使用料については、「南相馬市財務規則」第35条第5項の規定により、現金を受領したときは、その日又はその翌日（翌日が指定金融機関等の休業日に当たるときは、翌営業日）に現金を指定金融機関等に払い込まなければならないとされており、現金を受領した分任出納員は、金融機関等へ直接払い込みに行かなければなりません。

しかし、小高生涯学習センターでは、窓口で受領した現金を、小高区役所市民総合サービス課に持ち込んでおり、適正な取扱いになっていませんでした。

現在は、直接金融機関等へ払い込みを行っており、改善が図られていますが、今後も、直接現金の収納の取り扱いについては、財務規則に基づき、適正な事務処理に努めてください。

【現金受領から払込みまでの流れ】

【正しい流れ】

分任出納員（生涯学習センター）が現金を受領 指定金融機関等へ払込み

【今回の事例】

分任出納員（生涯学習センター）が現金を受領 分任出納員（市民総合サービス課）が現金を受領 指定金融機関等へ払込み

下線部分が適正ではない取扱いのため、改善が必要です。

【関係法令】

南相馬市財務規則（抜粋）

第3章 収入

第2節 収納

（直接収納）

第35条 出納機関は、出張して収納するとき、納入義務者が現金若しくは施行令第156条第1項に規定する証券（以下「証券」という。）を持参したとき、又は納入義務者から送金若しくは証券の送付があったときは、直接これを収納することができる。

2 出納機関は、前項の規定により現金又は証券を受領したときは、領収証書（様式第24号）を当該納入義務者に交付しなければならない。この場合において、当該受領に係る収入金が証券によるものであるときは、当該交付する領収証書に「証券」と表示するとともに、これに係る関係証書にその旨を表示しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入金については、それぞれ当該各号に掲げるものをもって領収証書に代えることができる。

- (1) 自動金銭登録器に登録して収納する収入 自動金銭登録器による記録紙
- (2) 入園料、入場料その他これらに類する収入 入園券、入場券等で領収金額が表示されたもの
- (3) 犬の鑑札の引換交付手数料及び犬の鑑札の再交付手数料 鑑札
- (4) 犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料及び犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料 狂犬病予防注射済票

4 第2項の場合において、当該直接収納に係る証券が当該納入義務者以外の者の振り出した小切手であるときは、当該納入義務者の裏書を求めなければならない。

5 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、別段の定めがある場合を除くほか、その日又はその翌日（翌日が指定金融機関等の休業日に当たるときは、翌営業日）に現金等払込書（様式第25号）に当該現金又は証券を添えて、指定金融機関等（所定の現金等払込書を使用できない金融機関を除く。）に払い込まなければならない。ただし、受領した現金又は証券のうち、次の号に掲げるものについては、会計管理者の承認を得て、当該各号に定める期日までにとりまとめて払い込むことができるものとする。

- (1) 複写機使用料 月末
- (2) 公衆電話使用料 月末
- (3) 自動料金精算機による駐車場使用料 毎週末

(2) 行政財産使用料算定内容に不備があるもの

行政財産使用料については、「南相馬市行政財産使用料条例」別表(第2条関係)の規定に基づき算定を行っており、建物内において、行政財産使用料を算定する場合には、算式により算出した額に100分の108を乗じて得た額を加算しなければなりません。

今回、行政財産の使用料算定状況を確認したところ、農村環境改善センター内に設置する、自動販売機に係る行政財産使用料について、算出した額に規定どおりの加算がされておらず、過少徴収(960円)となっていました。

関係法令に基づき、適正な金額で徴収してください。

【関係法令】

南相馬市行政財産使用料条例(抜粋)

(使用料の免除)

第2条

使用料の額は、別表のとおりとする。

別表(第2条関係)【抜粋】

| 区分 | 使用料 | |
|----|--------------|---|
| | 単位 | 額 |
| 建物 | 1平方メートルにつき1日 | 市有地上にある建物にあつては次の算式により算出された額に消費税及び地方消費税の税率100分の108を乗じて得た額 市有財産台帳に記載された1平方メートル当たりの建物の価格×(6/100)×(1/365(又は366)) |

検 討 事 項 等

1. 生涯学習課・生涯学習センター

(1) 生涯学習センターの利用料等について、負担の公平性の確保のため見直しを検討するもの

各生涯学習センターの使用料等については、市の施設設置条例及び同施行規則に基づき算定し、徴収されています。

当該使用料の徴収にあつては、生涯学習団体が利用する市の施設によって、減免の適用が異なるものがあるので、受益と負担の公平の観点から、その徴収のあり方について検討を行ってください。

監査結果の区分については、指摘事項、指導事項、検討事項等（意見）に区分して記載しています。

指摘事項...是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの

指導事項...是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの

検討事項等（意見）...特別に検討等を必要とするもの